

伊勢遷宮用材の伐木・運材事業と山方村々(上)

——文久二年の湯舟沢村を事例として——

はじめに

- 一 安政六年の木種見分と内見
 - 二 文久二年伐木・運材事業の準備と村方
 - (一) 仕出請負制の展開
 - (二) 宿所の準備
 - (三) 「見舞人夫」の慣行
 - (四) 木本祭の準備と執行(以上、本号)
 - 三 伐木・運材事業の停滞と山方村々の協力(以下、次号)
 - (一) 出水時の村方加勢人足
 - (二) 「人気引立」の方策
 - (三) 日用の確保と山方村々
 - (四) 請負賃割増願一件
 - (五) 小谷狩から大川狩へ
- 結びに代えて

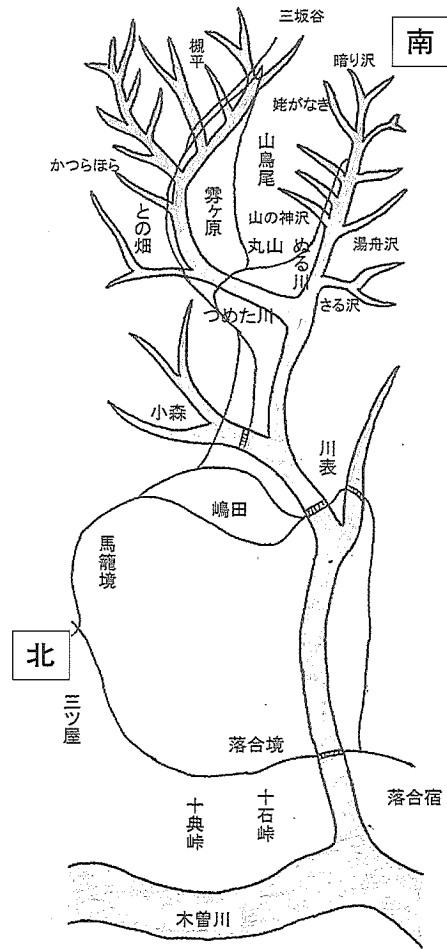
伊勢遷宮用材の伐木・運材事業と山方村々(上)

はじめに

日本有数のヒノキの美林地帯である木曾山地は、伊勢神宮において二〇年に一度行われる式年遷宮の用材供給地域であることでも有名である。江戸時代に尾張藩領であった木曾山は、宝永六年(一七〇九)の正遷宮以来、御遷木(または御遷材)と呼ばれる遷宮用材を伐り出す「御遷木山」となっていた。江戸期における御遷木山の指定(御指山)は、伊勢両宮(内宮・外宮)が提出した御遷木山願に対して、幕府が「御下知状」を下付して許可を与える形式をとっており、尾張藩時代に木曾山が御遷木山に指定されたのは、良材の枯渴を理由に紀州大杉山が御遷木山となった寛政元年(一七八九)の遷宮を除き、宝永六年・享保一四年(一七二九)・寛延二年(一七四九)・明和六年(一七六九)・文化六年(一八〇九)・文政一二年(一八二九)・嘉永二年(一八四九)・明治二年(一八六九)の八回を数えた。

明治維新後、木曾山は官林に編入され、明治三二年(一八八九)からは皇

太田尚宏



【図1】湯舟沢山概念図

であるものの、木曾山中における伐木・運材の実態、なか
んづく地元の山方村々との関係といった具体的な様相を十
分に知り得るには至っておらず、伊勢遷宮用材の伐木・運
材事業が地域社会といかなる関係を有していたのかといっ
た点は、いまだ解明されていない課題として残されている。
そこで本稿では、明治二年の遷宮に向けて行われた文久
二年(一八六二)の木曾湯舟沢山での伐木・運材を事例とし
て、湯舟沢村庄屋の嶋田小兵衛が記した日記や伊勢側の御
造宮役人が記録した日記史料を用い、伊勢両宮・尾張藩・
山方村々の三者の動きを検討することを通じて、右の課題
に迫ってみたい。また、木曾山が御遷木山に選定されて以
来、数度にわたる遷宮を通じて慣行として培われてきた御遷材の伐り出
し・運材に関わる木曾山方の行事や祭祀などについても、必要に応じて言
及したいと考えている。

一 安政六年の木種見分と内見

伊勢遷宮用材の確保に向けての動きは、通常、遷宮が執り行われる一五
年ほど前から始まる。伊勢両宮から幕府へ御遷木山願が提出されて、用材
を伐り出す御遷木山の指定を受けるのである。明治二年(一八六九)の遷宮
に関する御遷木山願の提出は、嘉永七年(安政元年・一八五四)に行われた
と推測されるが、史料に乏しく、その事実関係を確認できていない。

宝永の遷宮以来、木曾山地での御遷木山は、中山道馬籠宿の南東側に位
置する湯舟沢山が選ばれた(図1)参照。湯舟沢山は木曾山地の最南端に

室御料林へと組み入れられたが、その一部は明治三八年の「神宮御遷宮制
度」の施行にともない神宮備林として保続され、式年遷宮に必要なヒノキ
の良材を供給し続けた。昭和二年(一九四七)の林政統一により、御料林
は国有林の一部に編入されたが、木曾山地が遷宮用材の供給源であること
は変わらず、裏木曾地域の国有林において有償による伐り出しが行われる
形式で現在に至っている。

木曾山における遷宮用材の伐木・運材に関しては、古典的な研究成果と
して徳川義親『伊勢両大神宮造替遷宮と木曾山』¹⁾があり、さらには神宮司
庁によって刊行された『神宮御杣山記録』全四巻や、木村政生『神宮御杣
山の変遷に関する研究』³⁾を通じて、その制度的変遷や事業の概要を知ること
ができる。

しかし、徳川氏の研究では林業制度、木村氏の研究では伊勢遷宮全般に
関心が向いていたこともあり、沿革史・制度史を概括的につかむには有効

あり、木曾川を利用した木材の流送距離が最も短くなるという立地条件にあった。幕府は、限られた期間内に大量の用材を伊勢まで運搬するという点も考慮して、木曾山地の中で最も伊勢に近い湯舟沢山を御遷木山に指定したのである。なお、文化・文政・嘉永の遷宮の際には、湯舟沢山からの伐り出しで不足する御遷木を、その北側に位置する蘭山あるまから伐り出している。

伊勢遷宮の実施に際して、幕府は、伊勢駐在の山田奉行を造営奉行として事務を管轄させ、実際に遷宮に関する事項を取り扱う内宮・外宮の作所職や頭工・小工らを監督した。作所は「御造営之諸色一卷」を任される者で、内宮では藤波家、外宮では松木家が家職として任ぜられていた。作所支配下の頭工・小工は、内宮に四四名、外宮に三三名が所属し、彼らは御造宮役人と総称された。御造宮役人は、内見や伐木・運材の実施にあたって数名が交替で木曾山内へ派遣され、尾張藩側の役人との交渉や伐採した用材の吟味、間尺改、祭祀の執行、運材の監督など、遷宮用材調達の実務を司った。なお、木曾の山方村々では、彼らを「伊勢方」と呼んでいた。

一方、木曾山の領主である尾張藩において御遷材の伐木・運材に關与したのは、上松あひまつに陣屋を構える木曾材木奉行とその配下の者たちであり、彼らの一部は実際に木曾山へと入山して、伊勢より派遣された御造宮役人とともに用材数の確保や伐木・運材作業の監督にあたり、彼らは「材木方」あるいは「木曾方」と呼ばれた。また、木曾谷の地方支配を管轄する山村家の役人たちも、木曾山内での重要な行事・祭祀に参加するなど伊勢遷宮との関わりを有しており、こちらは「福島方」と呼ばれていた。

幕府による御指山を受けて御遷木山が決定すると、次に行われるのは内見と呼ばれる立木調査であった。これは、伊勢の御造宮役人が実際に木曾

山へ入山して、木曾材木方役人の立ち合いのもと、御遷材となるべき樹木を選定する作業で、遷宮の一〇年前に実施されるのが通例であった。明治二年の遷宮にあたっては、安政六年（一八五九）八月に内見が実施されている。

しかし尾張藩では、この内見が行われる約四か月前の同年四月、「伊勢御造宮材木種見分」という名目で材木方役人が入山し、内見のための事前見分ともいべき独自の立木調査を実施していた。

〔史料一〕

覚

当未年伊勢

御造宮材木種見分として、左之人別、来四月三日其村泊込相越可申候間、追例之通手当置可給候、仍而申入候、已上

加藤 平八郎

浅野 半太郎

鈴木与三右衛門

松永 惣十郎

川村 鉄四郎

袖代人

式人

小袖

四人

右之通御先触、四月廿九日到来(三カ)(六)

右の史料は、湯舟沢村庄屋の嶋田小兵衛が記した「伊勢御遷材木種御見分日記」安政六年三月二十九日条の一部である。これによると、木種見分に

赴いたのは加藤平八郎以下五名の役人で、これに柚代人二名・小袖四名が付き従う形になっていた。同じ日記に収録された名前書によれば、加藤平八郎は木曾材木方の御目付、浅野半太郎は御目代、鈴木与三右衛門・松永惣十郎・川村鉄四郎は山手代で、柚代人は柿其村の武平と王滝村の文左衛門、小袖は柿其村の清助・惣左衛門と王滝村の藤左衛門・七蔵という者であった。⁽⁷⁾ 柿其村・王滝村は木曾山地における有数の林業地域であり、木曾材木方の役人は木曾山内の木種や生育状況に詳しいこうした柚たちを従え、伊勢方の御造宮役人が訪れる前に、あらかじめ御遷木となりそうな立木を選定しておくため、湯舟沢山を訪れたのである。

一方、右の先触を受け取った湯舟沢村では、役人たちが泊まる宿舍の修繕、滞在中に提供する食事のための買い出しなど、出役を迎え入れる準備があわただしく行われた。

〔史料2〕

一 四月朔日、庄屋鳴崎治兵衛、組頭彦十、外ニ大工三二郎、手伝ひ壱人、其外ニ人足三人、右人数者零ヶ原銀蔵方先例之通御宿用意、右之通庄屋・組頭罷出、何様差函を以夫々支度仕候、雪隠之儀、葺板ニ而取立、其外置ミ者奥一間ニ而、跡者へり取ニ而、あんどん張替、入用之品々借入申候事

一 四月朔日、中津川江買物ニ新平・市之助差遣、金壺両為持遣候事⁽⁸⁾

この史料は、先触が到着した翌日の四月一日の記事である。この日、庄屋の小兵衛は組頭の彦十とともに、大工とその手伝いの者、さらには三名の村方人足を従えて、過去に出役たちの宿舍となった村内の零ヶ原地区にある銀蔵宅を訪れ、部屋の修繕や雪隠の設置、行燈の張り替えなど、役人たちの滞在に向けた準備を行った。また、膳部や食器類その他の必要な物

品については、銀蔵方より借り入れる手筈を整えている。さらに、村方の者二名を中津川宿へ差し遣して、食料・酒などの購入にあたらせた。夜具類については、日記の別の箇所にも「上夜着五ツ・上ふとん五ツ・中夜着七ツ・中ふとん七ツ、又式十四枚、富蔵丸泉屋ニ而借入申候」とあるように、村内の富蔵という者が馬籠宿へ出かけ、丸泉屋という店より借り受けて調達した。

こうした準備を経て、四月三日、木種見分の役人たちは湯舟沢村へ入り、同日は庄屋小兵衛宅へ一泊、翌四日には零ヶ原の銀蔵宅へ移り、ここを本拠として山内の見分を行うこととなった。なお、役人たちの滞在中は、宿舍の銀蔵宅に村方から交替で派遣された惣代・坊使と呼ばれる人足が常駐しており、使者の役割や庄屋との連絡、さらには炊事など、役人たちの身のまわりに関わる雑役を担当することになっていた。

〔史料3〕

一 四月四日、庄屋鳴田小兵衛・組頭又蔵御案内、外ニ山案内者為八・久吉・直作并当村原ニ而三人、右之通りニ而さんしう平右槻平を御見分被遊、夫方零ヶ原江御越相成、御宿銀蔵方へ御入込被遊候、代人之儀者御山内中日暮迄所々見立申候、右袖之儀者兼次郎方へ別宿泊り申候、夫方相伺候而庄屋小兵衛引取、又蔵ハ日暮迄銀蔵方ニ罷在候而引取、尤御伺申候処、役人者日々案内ニ者および不申候間、山委敷もの毎日案内かわらぬよふニ日々差出可申旨被仰付候、仍而右為八・久吉・直作三人ニ而始終御案内相勤可申旨申付候⁽⁹⁾

右の史料によれば、四月四日の見分には庄屋の小兵衛・組頭の又蔵も立ち合い、ほかに山案内の者として湯舟沢村の為八・久吉・直作ならびに同村零ヶ原地区から遣わされた三名の者が参加したとある。材木方一行は、

山柁平・槻平へ赴いて見分を行った後、日暮れまで山中での見分を続ける。柁代人らを残して霧ヶ原の銀蔵宅へ戻った。柿其村・王滝村から派遣された柁代人や小袖は、木曾山全般の木種や樹木の性質については熟知しているが、個々の山の具体的な植生状況までは把握しているはずもなく、円滑に見分を進めるには、これらを知悉している地元のものによる山案内は不可欠であった。山案内の差し出し方について材木方役人は、村役人が日々案内するには及ばないとし、山内をよく知る者を交代させずに毎日案内に差し出すようにと命じている。山案内が日々交代することになれば、同じ場所を重複して案内するなど、効率よく見分が進められないという懸念が生じるため、このような指示になったものと思われる。庄屋の小兵衛は、これをうけて為八・久吉・直作の三名に「始終御案内相勤可申」との指示を出している。

御遷材の確保で最も難しいのは、御祝木や御扉木に用いられるような大材の探索と選定であった。材木方一行は、四月一四日には村内のぬる川筋にある大かめ谷の見分を行い、霧ヶ原を拠点とした見分を終えて庄屋小兵衛宅へ宿舍を移した。そして翌一五日には猿沢筋を訪れ、昼過ぎからはもう一つの伐り出し山である蘭村へと足を運ぶなど、精力的に調査を進めた。柁代人の武平が小兵衛に語ったところによれば、「大材之分ハ式百五拾本ニ而御座候由、右之内式百十八本当村ニ而見立相成、先振江御引付相成、今式十式本不足ニ付、此分ヲ蘭村ニ而見分相成候由」とあり、先例に則して大材を二五〇本確保しなければならぬところ、湯舟沢村では二二八本しか見立てられなかったため、残る二八本を確保するため、隣村の蘭山を訪れたのだという。このように、度重なる遷宮用材の伐り出しによって森林資源が枯渇していた中で、新たな大材の所在を把握して御遷木用に充

伊勢遷宮用材の伐木・運材事業と山方村々(上)

てることは、容易な作業ではなかったのである。

四月一六日には、一行は沓掛にある「山之神之檜木」の見分に出かけた。調査を終えて小兵衛宅へ戻った材木方役人は、小兵衛に対し「山之神之檜木」に関して「社木ニ而者無之哉」との尋問を行っている。小兵衛が「右檜木之儀者全ク社木ニ而者無御座候、只々山の神様を御祭り候迄事ニ而御座候」と答えると、役人は「山之神之檜木」を御扉木に充てたいとの意向を示したという。山内の各所に古くから生い立っている巨木には「山の神様」が宿るとして、地元の柁たちが祭祀を行って信仰の対象とすることは、しばしば見受けられるところであるが、幕末期の伊勢遷宮にあつては、こうした「山の神様」の宿り木をも御遷材の候補とせざるを得ないほど、大材の確保が困難であったことをうかがわせる。

この日、ようやく御祝木や御扉木の確保の目処が立ったことから、材木方役人の木種見分は終了し、下山することになった。村方では、四月三日の「入込」から一六日までの一四日間、霧ヶ原の銀蔵宅や庄屋小兵衛宅での材木方役人への接遇に追われた。

〔史料4〕

一 毎日御馳走之儀者、先年之振合ニも当時之時勢ニ参り兼候間、組頭中とも申合之上、度々中津川江買物ニ遣し、うなぎ者両度差上、霧ヶ原ニ而壹度うんどんを打而差上申候、其外玉子者沢山ニ差上、川魚之儀も沢山ニ為取差上申候、御酒之義も毎夜ノ差上申候、尤霧ヶ原ニ而ハ買上之旨ニ被仰候、仍而左之通五本代御相成候得とも、村方入用高ハ酒三斗程遣ひ申候、わらしも左之通九十九束代御相成申候、百文二十式足替ニ差上申候、御馳走献立之儀者不記候得とも、随分上々吉ニ而取計申候

右の記事は、役人たちへの日々の「御馳走」に関する小兵衛の所感が示された部分である。これによると、出役してきた役人たちを慰めるために湯舟沢村の者がたびたび中津川へ買い出しに出かけ、うなぎを二度振る舞い、霧ヶ原ではうどんを打つてもてなし、食事には玉子・川魚もふんだんに用いるなど、数々の気配りをしていくことが知られる。酒も毎日用意し、このうち霧ヶ原での消費分は役人方の買い上げとなったが、それ以外は「村方入用」となり、その量は三斗に及んだとある。毎日履き潰す草鞋は、銭一〇〇文につき一二足の割合で買い上げが行われたが、これを準備するのも村方の仕事となっていた。小兵衛は、このときの「御馳走」は上首尾に終わったと考えていたようで、「随分上々吉ニ而取計申候」という感想を述べている。

役人たちの滞在中の費用に関しては、一人あたり一泊につき銭三五文の木銭、一升あたり銭一九四文の米代が支払われた。また、見分の山案内を勤めた為八・久吉・直作については「雇上ケ」の扱いとなり、規定の口米に金一兩を加えた額が支給された。しかし、惣代・坊使に関する入用や買物人足などの経費は、村方の負担であった。

こうした材木方による事前の木種見分を経て、安政六年(一八五九)八月、伊勢両宮の御造宮役人を迎えるの正式な内見が実施された。伊勢方は七月二八日に山田を出発し、八月一日には名古屋へ到着、尾張藩との打ち合わせを済ませて、同月一二日に名古屋を出立し、一四日に湯舟沢村へ到着している。そして翌一五日には、従来の慣例通り山の入口に一万度祓を建て、御扉木の初見分を行った。立木調査は八月一六日から九月九日まで行われ、四本の御祝木、二挺の御扉木をはじめ、二〇八本の大材、一三六本の皮剥丸太、一四八八本の中小材、一一六〇本の小材丸太、二〇挺の板子を確保

することで尾張藩側との合意をみた。そして名古屋へ戻った後、伊勢方は一〇月一日、正式に伐り出しを願い出る口上書を見立目録・類寄目録・引当目録とともに尾張藩へ提出、同藩側の了解を得て、伊勢への帰国後、山田奉行へその旨を報告し、改めて幕府へ御遷材の伐り出しを願した。¹⁴⁾

二 文久二年伐木・運材事業の準備と村方

(一) 仕出請負制の展開

遷宮の八年前になると、伊勢において山口祭が執行された。「享保御造宮格式」に「御山口祭之御格式ハ、御遷宮年より八年前ニ而御座候、御祭之前年ニ御願申上、御祭被為仰付候以後、御下行米之儀、御公儀様江御願申上、大坂御表ニ而銀子御渡し為被下候¹⁵⁾」とあるように、伊勢方はその前年に山口祭の執行を幕府へ出願し、許可を受けると、今度は造宮料である下行米三万石の下付を幕府へ願ひ出て、大坂表において銀子をもってこれを受け取った。山口祭の日は京都の禁裏において決定され、当日は造神宮使や造宮奉行である山田奉行も参向して神事が営まれた。

山口祭が済むと、いよいよ木曾山へ入って伐木・運材が開始される。

宝永の遷宮のときに御遷木山が木曾山へと変更された際、伊勢両宮は木曾山が紀州大杉山よりも峻険で伐木・運材の費用が嵩むとして、幕府へ助力を依頼し、これをうけた五代將軍徳川綱吉は、木曾湯舟沢山での御遷材の伐採と美濃国錦織までの運材を尾張藩の負担とし、伊勢両宮への御遷材の引き渡しを錦織の綱場において行うとする「御上意」を伝えた。これは、遷宮用材の調達に関わる負担の一部を、事実上尾張藩に転嫁する内容であ

つた⁽¹⁶⁾。この形式の伐木・運材は明和の遷宮まで行われたが、寛政の遷宮で紀州大杉山が再び御遷木山に選ばれたことを契機に、伐木・運材の仕法は大きく変化した。このときは紀州藩の助力が得られず、伐木・運材にかかる費用の全額が伊勢両宮の負担となったのははじめ、御遷材は大杉山で立木のまま引き渡すことになり、自力で伐木・運材を取り仕切ることができない伊勢方は、請負人を立ててこれに対処せざるを得なかったのである。

続く文化の遷宮では、伊勢両宮の強い要望もあって木曾山での伐り出しが復活することになったが、尾張藩側は、寛政の遷宮を前例として、御遷材を木曾山内で立木のまま引き渡すことを主張して譲らず、また一方では伐木・運材を木曾山方の柚頭などへ請け負わせるよう強く働きかけを行⁽¹⁷⁾た。この結果、木曾山での伐木・運材にも請負制が導入されることになり、尾張藩は伊勢遷宮に関する自藩の財政負担を回避することに成功したのであった。

木曾山における請負制による伐木・運材は、文化の遷宮を皮切りに文政・嘉永の遷宮でも実施されたため、明治二年(一八六九)の遷宮を迎えた時点では、すでにこの仕法が先例として定着していた。このときの遷宮にあたっては、文久元年(一八六一)二月九日、名古屋の木曾材奉行所において御遷材の仕出請負の入札が行われ、美濃国加茂郡細目村(尾張藩領)の各務祐九郎が金一八八五両で落札し、これを請け負うことになった⁽¹⁸⁾。各務祐九郎はこれ以後、木曾材木方の監督のもとで伐木・運材の実務を指揮することになる。

仕出請負のもとでは、御遷材の伐り出しに関わる柚や、運材を担当する日用(日雇とも書く)の編成は請負人の責任で行われた。文久二年の仕出を請け負った各務祐九郎が、どのような地域の柚・日用を雇い入れたのかに

ついては史料に乏しく判然としないが、おそらく美濃・信濃の木曾川流域の者たちを中心として編成したものと考えられる。なお、木曾山では尾張藩の「御手山」(直轄林)での樹木の伐採も行われていたから、動員する柚・日用の調整は請負人単独では難しく、「御手山」の伐木・運材を所管する木曾材木方とも綿密に打ち合わせを行つたうえで、人員が徴発されたと推測される。

伊勢遷宮の「御格式」では、山口祭が行われた後、伊勢の御造宮役人が木曾山へ入山して木本祭を執行し、それが済んだあとに伐採に取りかかるというのが本則である。しかし実際には、木本祭執行の日時決定が遅れるなどの理由から、木本祭以前に中小材の伐採・元直し(造材)を始めて、大材のみを木本祭執行後に伐り出すという場合が多かった。特に請負制が導入されてからは、費用が嵩むなどの理由により、効率よく伐木・運材を行うおうとする傾向がいつそう顕著となつていった。文久二年の仕出でも、木本祭が執行される四月一八日の約一か月前の三月二〇日より中小材の伐採が始められ、三月二九日までには、柚方八〇名余・日用二〇名余の手によつて約六〇〇本の中小材について元伐・木作りが完了していた⁽¹⁹⁾。

このとき請負人は、伊勢両宮の頭工が入山する四月一〇日までには、もはや中小材の伐採・元直しが終わつてしまふとの見通しをつけ、木曾材木方に対し、いったん下山して頭工の許可がおりるのを待つてから大材の伐り出しにかかるのでは、二重手間になり費用の失却も多いとして、引き続き大材の伐採に取りかかりたいとの要望を出した。この要望は、材木方から伊勢方へと伝えられたが、伊勢方は「何レ不遠頭役入山之上、木本祭行事相済候上可然御取計被下度、左様無御座候而者御神慮之程茂奉恐候」と述べ、先格通りに取り計らうべきことを主張して譲らなかつた。このため

請負方では、「来月十日頃迄袖方之仕事無之、一旦為引取候も無致方、文政・天保度速も御祭前ニ元伐致し候例も相見申候間、篤与勘考可致」と述べて強く再考を求め、材木方も伊勢方から妥協を引き出すように協議した結果、「大材之分者御頭役衆御入込之上、御祭事相済候迄者、一切少しも手指為致不申候様取計可申候、皮剥之儀者元伐之上縦令瑕木御座候而者仕安キ事ニ候間、先皮剥丸太之分、場所ニ寄元伐為致可申候」とあるように、大材については木本祭執行後に元伐を行うことに変わりはないものの、皮剥丸太に関しては瑕木があつた場合に備えて早めに元伐を開始しておくという内容で決着した。⁽²⁰⁾しかし、こうした最初のつまずきが、請負方の失費の増大を招き、これに端を発した請負意欲の低下、等閑の取り計らいへとつながつて、文久二年の御遷材伐り出し・運材は次第に難航していくことになる。

(二) 宿所の準備

御遷材の伐木・運材には、約半年の期間が必要となる。この間、伊勢の御遷宮役人や木曾材木方役人は、交代で山内に滞在し、請負方を督励して事業の「早行方」(早期に物事が進行すること)を目指した。一方、御遷木山に指定された地元の湯舟沢村では、来訪・滞在する諸役人に対する接遇や伐木・運材の後方支援ともいべき数々の人足の提供を行っていた。村方でのこうした活動は、遷宮関係の公式記録には目立ってあらわれないため、従来の伊勢遷宮に関する研究でもあまり言及されることはなかった。そこで以下、伊勢方・材木方の「入込」から木本祭に至るまでの村方の動向に注目し、村方における人足負担の様相について跡づけていきたい。

湯舟沢村庄屋の嶋田小兵衛のもとへ御遷材の伐り出しに関わる役人が最初に訪れたのは、文久二年(一八六二)三月一〇日のことであつた。尾張藩木曾材木方の同心松永惣十郎が、請負人名代の細目村助四郎とともに、事前の準備のために先発して入山してきたのである。小兵衛宅に宿泊した松永は、今回の仕出について各務祐九郎が請負人となつたこと、材木方および伊勢方小工二名が同月二〇日頃に入山するので小屋掛けを一七〜一八日頃までに整えておくようにすることなどを伝えた。さらに、松永は小兵衛に対して、仕出請負制のもとでは入山後の役人らの食事の提供などは請負方が負担するのが本筋であるものの、入山当初は何かと用意が整わないため、嘉永の遷宮のときに、四〜五日の間は「村台所」で賄ってもらえないかと打診してきた。小兵衛は請負人名代の助四郎と協議した結果、「何分暫之内者乍御世話御村方台所ニ而被下候」という助四郎の頼みを聞き届け、しばらくの間は食事の提供を村方で負担する旨を承諾している。⁽²¹⁾小兵衛宅が山方から遠方にあることから、松永と助四郎は同月一二日、霧ヶ原へ宿替えをすることになった。霧ヶ原での宿所は、通常ならば銀蔵宅が選ばれるが、このときは銀蔵の子どもが疱瘡に罹つており、平次郎宅に変更となつた。宿替えを機会に小兵衛は、助四郎に対して、これ以後は食事の提供などについて、「村台所」ではなく「貴様方ニ而台所立くれ候様」にと持ちかけ、助四郎もこれを了承した。ただし、このとき助四郎より「かしき老入暫示之内雇呉候様」との申し出があつたため、請負方から賃金を支払うという条件で、霧ヶ原の直作という人物を差し遣わしている。⁽²²⁾直作は、この日から同月一九日までの八日間、炊き人足として平次郎方へ詰め、請負方より賃金として金三朱と銀五分五厘を受け取つた。嶋田小兵衛の日記には、この賃金の支払いに際して「村方足し銭ハ入不申候」と

記している。⁽²³⁾この記述は、請負方から差し出された賃金が不十分なものであった場合、村方で「足し銭」をしてこれを補っていたことを想起させる。

また日記では、これに続けて「尤入込之節間ニ合兼候付、辰之助二日相勤申候、是着村方ニ而込而役ニ可致候」という記述もある。これは三月一〇日の松永らの入山の時、急遽小兵衛宅での炊き人足を勤めた辰之助の人足賃金について、村役として負担する旨を記したものである。このように村方では、本来請負方が支払うべき人足賃金について、不足分を補填したり、一部を村役として肩代わるなどの処置をとっていたことが知られる。

松永らの入山により、湯舟沢村は、御遷材伐り出しの準備でにわか慌ただしくなった。村方においてまず最初に行うべき仕事は、宿所の準備である。これには、材木方役人や請負方の代人・杣・日用たちが滞在する中小屋の普請と、伊勢から派遣されてくる御造宮役人や福島方(山村代官所)役人の宿所の手配の二つがあった。

中小屋の建設は、もともと請負方によって行われるものであったが、短期間に普請を進めなければならないこともあって、請負方では村方に助力を仰ぐことが多かった。

〔史料5〕

一 助四郎と頼有之候者、御小屋之儀当月十八日迄ニ出来立之筈ニ相成候付、葺板之儀二万枚余入用之処、板へき職之者間ニ合兼候ニ付、壹万枚程も借用申度旨頼ニ付、則組頭共申合之上、村方相応之者江申付、老軒ニ付葺板三束ツ、差出せ申候、三月十六日、人々中小屋迄背負行相渡申候、員数ノ老万五千五百枚相渡申候、右者代金ニ而当三月中ニ申請候筈、栗葺板老束代老勿四分七厘、榎葺板老束代老勿三分七厘ツ、ニ而勘定之筈ニ引合申候、直段之儀高直ニも相見へ候得共、葺板木願

伊勢遷宮用材の伐木・運材事業と山方村々(上)

雑用并へき代、兩度之駄賃寺相成、小屋懸等之入用旁積上候而ハ全ク右之直段ニ相成候段引合ニおよび候⁽²⁴⁾

右の史料は、中小屋建設における葺板の調達に関する記事である。これによると、庄屋の小兵衛は、屋根材などに使用する葺板を作る板へぎ作業が小屋の完成までに間に合わないとする助四郎からの申し出を受けて、村方において葺板一万枚を供出する旨を承諾した。小兵衛は組頭と相談のうえ、「村方相応之者」(板へぎ技術を持つ者)に対して一軒あたり三束ずつを割り当て、三月一六日にはできあがった栗・榎の葺板一万一五〇枚を村内の者に背負わせて中小屋へと運び込んだ。代銀については、助四郎との交渉の結果、栗葺板が一束あたり一匁四分七厘、榎葺板が一匁三分七厘とすることで落ち着き、三月中に支払われることになった。この値段について小兵衛は、割高であるとの認識を持っていたが、葺板木の伐採を藩へ願い出るときの雑用や板へぎ代、中小屋へ運搬する駄賃、小屋掛けの入用などを含めれば、おおむね妥当な額であろうと懐述している。

また、湯舟沢村の者たちは、中小屋の普請そのものにも関与していた。この普請には、請負方の者に加えて、落合宿・湯舟沢村の住民が下請けとして参加しており、下請けの費用は総額で一五両であった。⁽²⁵⁾普請は当初予定からやや遅れて三月二三日に完了し、請負方へ引き渡された。請負方は、一八〜一九日頃に中小屋が完成することを見込んで、あらかじめ中小材を伐り出すための杣たちの入山を二〇日前後に設定していたようで、二一日には入山してきた四組の杣たちを一時収容するための宿所の手配を小兵衛に頼み、小兵衛は急いで霧ヶ原の為八・孫八・安次郎・定次郎の四軒に宿所を設定している。⁽²⁶⁾

一方、伊勢方の御造宮役人の宿所は、霧ヶ原の農民の住居の一部を提供

する形で設定された。小兵衛は三月二日、同地の銀蔵・平次郎ら四軒の家に新たに雪隠を設置する作業を指揮した。中でも銀蔵宅は「伊勢衆長官御宿卜」となる予定であったため、特に念入りに造作をするよう指示しており、また各家では、障子の張り替えや掃除なども行われた。これらの人足は、霧ヶ原の住民に対する村役で割り当てられたが、小兵衛は経費節減のため、宿所となった各家においてもなるべく自力で掃除などをするように申し渡している⁽²⁷⁾。そして、三月晦日に伊勢方の小工二名が入山すると、小兵衛は、役人たちの身のまわりの雑役を担当する惣代・坊使・小使を選定して宿所に派遣した。なお、惣代については庄屋宅付近の者が、坊使は霧ヶ原の人々が交代で勤めるように差配している。また、嘉永の遷宮のときの前例に則して、御祝木の元直しが終了するまでの間、伊勢方役人が登山する際の弁当持人足を、これまた霧ヶ原の人々による交代で勤めさせることにした⁽²⁸⁾。

御造宮役人が滞在中に用いる食器類に関しては、「椀之儀者、最初役人申合内朱椀を式十人前、中津川十八屋弥兵衛方ニ而代金老両式朱、村方ニ而買入申候」とあるように、中津川宿へ村の者を差し出して新たに購入させた。小兵衛は「膳之義伊勢衆御買入相成候へハよろしく、村方と相成候得ハ是も買入可申積り」というように、役人たちが使う膳について、伊勢方が買い上げてくれることを期待したが、村方の負担となった場合には新しく購入する予定であるとも記している⁽²⁹⁾。

福島方の出役の宿所には、嶋田小兵衛の相役である庄屋の嶋村治兵衛宅が充てられた。四月三日の福島方役人の入山とともに、伊勢方と同様に惣代・坊使が派遣され、食事などは「村台所」による負担とされた⁽³⁰⁾。

右のように、御遷材の伐り出しにあたっては、材木方・請負方・伊勢

方・福島方の役人たちや、実際の伐木・運材にあたる柚・日用など、多数の人々が湯舟沢村に「入込」となり、地元の湯舟沢村では宿所の確保に多忙を極めた。こうした中でも、柚・日用を含めた請負方や材木方役人が滞在する中小屋の建設は、湯舟沢村にとって存外な臨時収入をもたらしたようである。中小屋取り建ての下請けに関して、小兵衛は「右者大分もふけ有之候由」と述べており、また、先に見た葺板の調達にあたっては、比較的利益な形で値段が設定されている。尾張藩は仕出請負制をとることによって、御遷材の伐木・運材事業に関わる収益を領内村々に落とすことを企図したと考えられるが、右のような事例を見る限り、事前の準備の段階から地元経済を潤す効果があったとみてよいかと思われる。一方、伊勢方の宿所に関しては、居宅の一部の提供や、惣代・坊使・普請人足・弁当持人足・買物人足などの労力の提供、食器類の購入など、数々の負担が確認できるが、人足賃金や購入費用の負担をどうするかといった点は、伊勢方の事情なども考慮してそのつど決められていたようで、不確定な要素を多く残す負担形態にあったといえよう。福島方の宿所に関わる負担については、地元の地方支配を管轄する山村家の役人ということもあり、全般的に村方による持ち出しが多かったと考えられる。

(三) 「見舞人夫」の慣行

湯舟沢村では、伊勢遷宮役人の「入込」の準備と並行して、村役人足による道作りが行われていた。

(史料6)

覚

三月廿日

一人足式拾人

落合道作

同
一同十六人

向田道作

三月廿一日
一同三十六人

向田道作

同
一同拾人

嶋田栢木方上田平小張馬籠境迄

三月廿三日
一同拾人

明神かね方沓洞迄道作

同
一同十人

高野渡世方馬籠境迄道作

同
一拾三人

嶋田栢木迄道作

右之通、組頭差添定例道作いたし候、尤向田者狭所相成候付、如斯別段出申候、且亦頭役衆入込前ニ者猶又先例ニ相隨ひ道作りいたし可申事⁽³²⁾

右の史料は、道作り人足差し出しの概要を示した記事である。道作りは、おおむね馬籠村との境より村内の山の麓にあたる嶋田付近までにかけて行われ、道が狭い向田という場所の拡幅などを含め、数か所の場所を分担して行われたことが知られる。派遣された人足は、三月二〇日が三六名、二一日が四六名、二三日が三三名であった。こうした道作り人足の負担は、過去の遷宮の先例に準拠したもので、伊勢の頭工らが入山する前にも「先例ニ相隨ひ」道作りを行うとも記されている。

また、四月九日には、材木方の鈴木与三右衛門・松永惣十郎が小兵衛に

伊勢遷宮用材の伐木・運材事業と山方村々(上)

対して、次のような申し渡しを行っている。

(史料7)

一 右九日、御神木ニおゐて鈴木様・松永様より被仰聞候者、頃日中請負方ニ而すぐ苟分、道作并小屋掛等大法出来候処、村方おゐても見舞人夫先例有之候由ニ付、明日方差出し手伝ひ候様ニ被仰聞候ニ付、小兵衛奉畏候与奉申上候、(中略)且又鈴木・松永様方被仰聞候、先年も当日参詣人多く有之由ニ付、今般も定而多く可有之候、付而ハ参詣道下向道無之而ハ込合可致候間、下向道之儀村方ニ而相拵呉候様被仰聞候付、承知仕候旨奉申上候、参詣道も大法出来候得共、猶更村方ニ而も手伝ひ最ふ暫く広メ候様被仰聞候ニ付、是又承知仕候段申上候⁽³³⁾

これによると、鈴木・松永は木本祭が執行される御神木(御祝木)付近の整備について、すでに請負方ですぐ笹の刈り取りと道作り・小屋掛けなどの作業を行っているが、村方においても「見舞人夫」を差し出す先例となつていたので、明日より手伝人足を出すように指示したとある。また、木本祭の際には参詣人が多くなることが予想されるので、一本の道筋で参詣者を往復させるのではなく、参詣用の道と下向用の道とに分け、下向用の道筋を村方で作るようにと命じ、参詣用の道についてもいまま少し幅を広げるようにとの指示があったという。そして翌一〇日にも小兵衛は、八日に入山して御祝木へ参拝していた木曾材木奉行の山田貫一郎から直々に下向道の道作りについて要請を受けた。このとき山田は「急度申付候儀ニ而も無之候得共、とても人夫見舞候得者、右様ニいたし候ハ、諸人参詣之一助ニも可相成事ニ候⁽³⁴⁾」と言ひ、強いて強制するわけではないが「人夫見舞」として道作り人足を差し出せば、諸人が参詣するときに助かるのではないかと述べたといわれる。木本祭には多くの参詣人が集まり、嘉永の遷宮に先

立つ天保一三年(一八四二)の木本祭では、「四五千人参詣有之趣記録ニも有之³⁵⁾」という活況を呈したという。

小兵衛は、翌一日に組頭二名および人足二〇名を引き連れて御祝木まで赴き、木本祭用の村役人詰小屋を取り建てることに、「御材木方詰小屋之上御祝木迄」の参詣道を拡幅し、朽ちた階段の横木を取り替えたり、手すりを設置するなど、「見舞夫人」としての仕事を指揮した。また、一二日も同様に、組頭一名と人足二〇名を派遣して、下向道の道作りを行ったが、これまで下向道の設置については先例がなかったため、これはあくまで「村方寄進」の行為であり、「諸人相助ケ之道ニ御座候」と日記に書き記して、今後の村役負担の先例としては扱わない旨を特記している。⁽³⁶⁾

右に述べてきたように、御遷材伐り出し事業にともない、湯舟沢村では、村役・寄進の別なく、人足差し出しをはじめとするさまざまな負担を強いられた。そこで庄屋の小兵衛は、村方の負担を軽減するため、遷宮関係の諸行事が始まると、以下のような処置を講じている。

(史料8)

且又馬籠江七里、左之通遣ス

以七里致啓上候、然者伊勢

両宮御遷材御伐出与して御材木方・伊勢方明日御入込ニ付、道普

請・宿卜普請等差懸候付、先規之通、貴宿へ定出人足之儀、暫差出

不申、今日限明日者差出不申候間、右様御承知可被下候、仍而右

御引合申上候、早々如斯御座候、以上

三月廿八日

湯舟沢村

庄屋

馬籠宿

御問屋中様

右之通七里遣候処、承知いたし候旨、口演ニ而申越候⁽³⁷⁾

これは、三月二八日の記事の一部である。内容は、伊勢御遷材の伐り出しのため材木方・伊勢方が入山し、道普請や宿普請などが始まるため、馬籠宿へ差し出している「定出人足」については、本日限りとして明日からは差し出さないので、承知しておいてもらいたいという書簡を、飛脚にて馬籠宿の間屋まで送ったというものである。ここにおける「定出人足」とは、「二十五人役」と呼ばれるもので、中山道馬籠宿への一種の助郷役であった。この書簡に対する馬籠宿問屋側の回答は、「承知いたし候旨、口演ニ而申越候」というもので、おそらく先例に則してということであろうが、これを認めるという内容であった。右の記事などから、湯舟沢村では、遷宮に関わる諸役人の入山から「御神木御元伐相済候迄」の間、「前広」諸御役人様方御出入等、伊勢方御用意、御木の本祭り当日者勿論、前日より多人足入用之儀ニ御座候⁽³⁸⁾という理由で、「二十五人役」の負担を免除されていた事実を知り得るのである。

(四) 木本祭の準備と執行

四月一八日の木本祭が近づき、同月一二日には祭儀を執行する内宮頭工の結城弥三太夫・外宮頭工の白米左近らも入山して、翌二三日には伊勢から持参した木本祭執行日時の書付が披露され、これにより正式に御遷材の伐り出しが開始されることになった。⁽³⁹⁾

もちろん前述のように、すでに中小材の伐木は請負方によって始められ

ており、四月七日の段階で小材一〇〇〇本、中材三五〇本、皮剥丸太四〇本の元伐が完了していた。⁽⁴⁰⁾このうえ、頭工らの入山で作業にも弾みがつき、一三日には材木方より伐り出した中小材に切判を付ける作業を開始してはどうかとの提案があり、伊勢方からも「何分早行之義、可然御取計被下度」とする旨の回答がもたらされた。⁽⁴¹⁾

また、村内の沓掛にある「山の神様」の宿り木になっていた御扉木については、材木方より木の状態に心配な点があるとの懸念が示され、木本祭の執行以前ではあるが、早めに伐採してはどうかと提案がなされた。伊勢方は「御祭日時御定之上者不苦」と述べてこれを許可し、二日後の一五日に伐採が行われたが、材木方が懸念した通り、木の内部に奥行き一丈あまりの腐り込み箇所があり、扉用材としては必要な二挺分を確保できず、ようやく一挺分を賄えるのみという状態であった。⁽⁴²⁾このように、木種見分や内見の段階で、外観上は御扉木にふさわしいとされた木でも、実際に伐木すると思わぬ問題点が出てくることもあり、材木方・伊勢方はこうした場合、「替り木」と称する新たな御扉木を探索・選定する必要性に迫られた。ちなみに、沓掛の御扉木の「替り木」は、湯舟谷において見出され、五月一〇日に伐採を行った結果、無疵であるとして木作りにまわされている。⁽⁴³⁾こうして伐り出し作業が進む一方、木本祭執行に向けての準備も着々と進んでいった。

四月一四日、材木方は請負方の代人を通じて、木本祭で伐採された御祝木を保管する「御神木御休場」と呼ばれる小屋の設置について、「先例之通、村方ニ而も可取計旨」を伝達してきた。これをうけて湯舟沢村では、券ヶ原より八名の人足を出し、請負方の人足一〇名とともに、この小屋の普請を行っている。⁽⁴⁴⁾

伊勢遷宮用材の伐木・運材事業と山方村々(上)

また、翌一五日には、内宮・外宮の小工一名ずつが湯舟沢村の組頭一名および村方人足四名を従えて、落合宿と馬籠宿を結ぶ街道から少し入った三ツ屋と呼ばれる場所に、長さ一丈一尺五寸(約三・五メートル)・幅七寸(約二センチ)の棒柱を設置した。⁽⁴⁵⁾これは御遷木山への入口を示す標識であり、四面のうち三面には「従是伊勢両宮御造宮御用木御山道 湯舟沢村」、一面には「文久二壬戌年四月」と墨書された。「御認方者頭役様ならてハ御出来不申由、仍而頭役様御入込之上ならてハ棒柱之儀者御建不被成事」⁽⁴⁶⁾とあるように、棒柱への墨書は伊勢方の頭工の役割とされ、この棒柱の設置と山口への一万度祓の取り建ては、頭工の入山後、木本祭までに行われる重要な行事の一つであった。

四月一六日には、木本祭の神前に供する「御備餅」づくりが行われた。これに用いられる五斗五升の餅米は、同月一二日に伊勢方より庄屋の嶋田小兵衛に対して用意するよう指示があり、同時に「四月十六日御備搗方之儀、先例之通、小兵衛宅ニおるて搗方被仰付候」⁽⁴⁷⁾とあるように、餅搗きの場所は先例に則って小兵衛宅と定められた。また、前日の一五日には「御備米あらひ方おゆミ・おきぬ式人ニ而、糯米五斗五升あらひ申候」⁽⁴⁸⁾というように、小兵衛家の女性らによって洗米などの準備が行われている。

〔史料9〕

一 四月十六日、御備搗方之儀、与平・繁藏、嶋田屋之母おゆミ、おほの・おきぬ、右之者共ニ而五斗五升之御備糯一日ニ不残出来申候、内宮方方小工木戸七郎兵衛様、外宮方方森茂左衛門様、右十六日早朝方御出ニ而、御備搗方之儀何角御差図被成下候而御備相搗申候、何れも〇小判形りニ而、大小之儀者御差図ニ相随ひ取り申候、右御両人共夕方御帰りニ相成申候⁽⁴⁹⁾

右の史料によれば、御備餅づくりには内宮・外宮の小工が立ち合い、その指示のもと、先規に則して大小さまざまな小判型の餅を作り上げていったとある。餅搗き人足は村方より出され、小兵衛家の女性らも加わって一日で拵え終えたという。この日作られた御備餅は、下餅八寸三段重ねのものが七組(伊勢方・木曾材木奉行・木曾代官による供え物)、下餅六寸三段重ねのものが五組(材木方役人・福島方重役)、下餅六寸二段重ねのものが一組(材木方下役・福島方下役)、下餅五寸五分二段重ねのものが三組(湯舟沢村庄屋・請負人)、下餅五寸二段重ねのものが三四組(湯舟沢村組頭・蘭村庄屋・蘭村組頭・妻籠宿大庄屋・請負代人・日用代人など)で、このほかに御備切餅二つづつが湯舟沢村の者たちに一五〇軒分用意された。⁵⁰⁾

さらに同日には、村の役人寄合が開かれ、木本祭当日の村方における役割分担の確認が行われている。

〔史料10〕

四月十八日当日役割左之通

一万度御祓箱 二ツ 長八尺之棒付

御白木箱 二ツ 但、耆ツを式人ニ而つゞらせ小長持之よふニ御座候

御備長持 耆棹

御神酒樽 耆荷

斧 式丁

御極印 式丁

々

庄屋先例ニ而

鳴田小兵衛

右者先例ニ而庄屋鳴田小兵衛袴羽織ニ而御先払御案内仕候、御備長持

之儀村方ニ而用意仕、上をあらごもニ而きよめ、繩之儀者伊勢方ニ而御拵へ相成、小兵衛方ニ而御備入、十八日未明人足八人ニ而持出せ、夫々原の銀藏方へ参り候処、小工衆前頭之品々被仰渡候、御白木箱持之儀者袴着之事、右之通小兵衛始袴着之者何れも股立を取、十八日六ツ半頃銀藏方出立、小兵衛者御先ニ立、御祝木之元江右御道具不残差登せ申候、小工衆も御一緒ニ御出懸ケ相成、御祝木の元ニ而夫々御備もの被遊候、小兵衛も暫御手伝ひ、夫々小屋江下り差扣居申候

福嶋方御案内

庄屋先例ニ而

鳴崎治兵衛

組頭 彦十

是者十八日未明、原の御宿喜兵衛方へ罷出、六ツ半頃出かけ、御祝木之下夕詰小屋迄案内仕候、御拝礼席之節者組頭御案内、御帰り之節も又組頭ニ而可然事、立付はゞきニ而羽織

伊勢頭役衆御案内

庄屋鳴崎治兵衛

善太郎

組頭 弥藏

是者十八日未明、原の御宿平次郎方へ罷出、六ツ半頃御出かけ、御祝ひ木之下夕詰小屋江御案内、御帰り之節も同断、立付はゞき羽織ニ而、組頭ハ羽織も、引はゞき也

内宮方御小屋詰 袴着坊使

式人

外宮方御小屋詰 袴着坊使

式人

前頭 御白木箱 式釣

袴着四人

前頭 御備長持

人足八人

両宮分持 式荷

人足四人

福嶋方へ

人足式人

前頭 万度御祓

人足式人

前頭 御神酒樽

人足老人

斧・御極印之儀者両宮御小屋詰袴着坊使共股立を取、壺丁ツ、持相

勤申候

村方持物

人足六人

是者福嶋方へ御弁当・御酒・さかな其外村方縁り取拾五枚并諸色持

参之人足

御木端締方

組頭 又蔵・定助・庄作

外ニ組合頭ニ而心得候者四人并手
伝ひ之者式人

是者諸人われかちニ拾ひ取候而者 若怪我人等出来候而ハ不容易儀ニ

付、右之者共拾ひ取、夫々諸人へくれ申候、尤先例之通代人共も罷

出、夫々締方いたし候

御材木方御供

式人

是者十八日未明中小屋へ差出申候、先年者無之事候得共、今般被仰

付差出申候、尤追而出日用同様之賃錢被下候趣被仰聞候事

庄屋元詰

三人ツ、

是者村方之内ひかげんあしきもの調出、当日留主番致させ申候事⁽⁵¹⁾

伊勢遷宮用材の伐木・運材事業と山方村々(上)

右の史料は、村方の役割および当日の行動について記したものである。

これによると、祭儀当日の「御先払御案内」を勤めるのは庄屋の嶋田小兵衛で、まず村方で用意した御備長持に伊勢方で作った注連繩しよなわを付け、小兵衛宅で一六日に作った御備餅を入れて人足八名に担がせ、一八日未明に出発して伊勢方の宿所である霧ヶ原の銀蔵宅へ向かうとある。ここで小工から御白木箱・一万度祓・御神酒樽・斧・極印を渡され、六ツ半時(午前七時頃)にこれらを村方人足に担がせて小工らとともに御祝木のもとへ行き、供え物を配置する。その後は、御祝木の近くにある村役人詰小屋で祭事執行を待つとある。

福嶋方や伊勢方頭工の案内は、相庄屋の嶋崎治兵衛とその悻善太郎および組頭の彦十・弥蔵の受け持ちであった。彼らはいずれも未明に出発して、それぞれの宿所へ赴き、六ツ半時頃に出立して御祝木の下にある各詰小屋へと案内する。

御白木箱その他の祭具を持つ人足は一九名(御白木箱持ちの人足は袴を着用)で、このほかに伊勢両宮の宿所の坊使が、袴着用で斧・極印を一挺ずつ持ち運ぶと取り決められている。また、村役で負担する福嶋方の弁当・酒肴類や村方が使う薄縁を持ち運ぶ「村方持物」人足が六名ほど用意された。

さらに、「御木端締方」と称する役割の者が、組頭の又蔵・定助・庄作をはじめ一〇人ほど置かれている。これは、御祝木を伐採して元直しが行われる際、削り取られた木端を参詣人が「われかちニ拾ひ取」る慣習があり、祭祀の場が騒然として危険であるため、この「御木端締方」の者が参詣人を制止するとともに、木端を拾い集め、そののち一人ずつに整然と木端を手渡すという役目を受け持っていた。

このほか、材木方の近くにいて雑用を担当する「御材木方御供」という者が二名いたが、これは今回初めて仰せつけられた役目で、賃銭が下付される賃人足であった。「庄屋元詰」は、物忌みなどで祭事の場に出られない村内の者が庄屋宅の留守番をするというものである。

四月一八日、いよいよ木本祭が執り行われた。祭儀を執行する頭工は粟斗目に麻上下、小工は素袍に直垂、参列した福島方は羽織に袴、材木方は旅半天に割羽織をそれぞれ着用し、規式に則った神事が営まれた後、伊勢方が請負方へ「勝手次第三元伐可致」との申し渡しを行うと、材木方が請負方へ伐木を促して御祝木の元伐が始まった。

〔史料11〕

御材木方者夫御差図被遊、御神木之御元伐ニ袖取懸り申候、然ル処木端を諸人セリ合拾ひ取、せいし方者御材木方・庄屋共ニ而夫々御用懸り之外者御小屋辺迄下らせ候、夫々御神木御元伐相済候得者御材木方も御小屋へ御下り被遊候、彼是九ツ半頃ニ相成、直ニ御小屋ニ而御弁当被成候、…(中略)…御一統御弁当相済候得者、御祝ひ木四本共御引出しニ相懸り申候、嶋田小兵衛者元の如く一万度・御白木箱を始、伊勢方へ相伺、則御請取、御祝ひ木を先へ下山仕候、右一万度御祓式本之儀者御神木様御休ミ場御小屋ニ差置、外之御道具者不残銀蔵方へ持帰り申候、右者小兵衛者先々御用一旦相済申候、治兵衛ハ御祝木ニ付而立帰り申候、福島方も御祝木を少し早く御引取相成申候、御材木方・伊勢方御祝ひ木を一緒ニ而御休ミ場へ速ニ御入被遊、四本共あらこもニ而巻立、万度之御祓を立候而、夫々御引取相成申候、彼は七ツ半頃ニ相成申候、夫々先例之通庄屋兩人中小屋御材木方へ首尾能相済候段御伺ニ罷出并伊勢方・福島方へも首尾能相済候段御伺申上候、然

ル処先例之通伊勢方御備庄屋へハ大なる処一重ツ、被下候、組頭江も小キ処一重ツ、被下候、村方江も御備之小切二ツ包を百五十軒分被下候、是も先例ニ御座候、百五十軒分ニ而者暫多分ニ候得共、是者隣村杯役人仲間へも風聴之為、先例ニ而百五十軒分頂戴之事⁵²⁾

右の記述によれば、元伐が始まると、集まっていた参詣人たちが飛び散る木端を競いあつて拾い取り、材木方役人や庄屋たちがこれを制したという。四本の御祝木を伐り倒してから、長さ二丈二尺(約六・六メートル)・末口(細いほうの直径)一尺三寸(約三九センチ)に造材し、両端近くにメドを穿つなどの元直しを行ったのち、いったん昼食となり、その後はメドに綱を通して、「御神木様御休ミ場」まで曳き出しにかかった。庄屋の小兵衛は、一万度祓や御白木箱などを持って御祝木よりも先に下山し、一万度祓は「御休ミ場」へ差し置き、御白木箱などは伊勢方の宿所である霧ヶ原の銀蔵宅へ届けて、この日の祭事の役目を無事に終えた。「御休ミ場」まで曳き出された御祝木は菰を巻いて並べられ、そこに二本の一万度祓を立てる形で祀られた。

祭事終了後、庄屋たちは材木方・福島方へ御機嫌伺いに赴き、そののち伊勢方から御備餅の下賜を受けた。庄屋・組頭には大小の御備餅が手渡され、村方一同にも切餅が配られた。切餅は一五〇軒分用意されていたが、余った分については隣村への吹聴などに用いたとある。

右に見てきたように、木本祭の執行にあたって村方は、事前の準備から当日の祭事に至るまで、祭祀の主体である伊勢の御造宮役人を脇からサポートするスタッフとして重要な役割を担っていた。伊勢遷宮用材伐り出しに関わる諸行事は、伊勢両宮や尾張藩のみならず、地元の方村々の積極的な関与があつて初めて成り立つものであったといえる。こうした村方の

関与のあり方は、数度にわたる過去の御遷材の伐り出しの過程で培われ、先例や慣行として次第に定着していったものと考えられる。

註

- (1) 徳川義親『伊勢両大神宮造替遷宮と木曾山』(私家版、一九三三年)。同書は、同名で雑誌『御料林』に連載された論文を合冊製本したものである。
- (2) 『神宮御杣山記録』全四巻(神宮司庁、一九七四、七九年)。
- (3) 木村政生『神宮御杣山の変遷に関する研究』(国書刊行会、二〇〇一年)。
- (4) 文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」全二冊(徳川林政史研究所収集史料、史料番号九九四)。
- (5) 文久二年「湯船澤山本伐日記」全三冊(徳川林政史研究所収集史料、史料番号三〇三)。
- (6) 安政六年「伊勢御遷材木種御見分日記」(徳川林政史研究所収集史料、史料番号七八〇)三月一九日条。
- (7) 前掲、安政六年「伊勢御遷材木種御見分日記」四月四日条。
- (8) 前掲、安政六年「伊勢御遷材木種御見分日記」四月一日条。
- (9) 前掲、安政六年「伊勢御遷材木種御見分日記」四月四日条。
- (10) 前掲、安政六年「伊勢御遷材木種御見分日記」四月四日条。
- (11) 前掲、安政六年「伊勢御遷材木種御見分日記」四月一日条。
- (12) 前掲、安政六年「伊勢御遷材木種御見分日記」四月一日条。
- (13) 前掲、安政六年「伊勢御遷材木種御見分日記」四月一日条。
- (14) 前掲、木村政生『神宮御杣山の変遷に関する研究』二六三―二七五頁。
- (15) 「享保御造宮格式」(『神宮御杣山記録』第一巻、神宮司庁、一九七四年)、二八二―二九三頁。
- (16) 拙稿「伊勢遷宮用材と山田奉行浅野長恒」(『忠臣蔵と旗本浅野家―旗本の職務と川海の役割―』、兵庫県たつの市立龍野歴史文化資料館展示図録、二〇〇九年)。
- (17) 拙稿「木曾御遷木山をめぐる伊勢両宮と尾張藩―文化六年遷宮の事例を中心に―」(『徳川林政史研究所「研究紀要」第三九号、二〇〇五年)、二七五頁。

- (18) 前掲、木村政生『神宮御杣山の変遷に関する研究』二七五頁。
- (19) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三月二十九日条。
- (20) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」三月二十九日条。
- (21) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」三月一日条。
- (22) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」三月一日条。
- (23) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」三月二日条。
- (24) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」三月六日条。
- (25) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」三月三日条。
- (26) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」三月二日条。
- (27) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」三月二日条。
- (28) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」三月二日条。
- (29) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」三月九日条。
- (30) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」四月三日条。
- (31) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」三月三日条。
- (32) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」三月三日条。
- (33) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」四月九日条。
- (34) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」四月一日条。
- (35) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」四月一日条。
- (36) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」四月二日条。
- (37) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」三月二日条。
- (38) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」四月一日条。
- (39) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」四月二日・三日条。
- (40) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」四月七日条。
- (41) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」四月三日条。
- (42) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」四月三日条・一九日条・二〇日条など。
- (43) 前掲、文久二年「湯船澤山本伐日記」五月一日条・二日条。
- (44) 前掲、文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記」四月一日条。

- (45) 前掲 文久二年「湯船澤山本伐日記」四月一五日条。
- (46) 前掲 文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記一番」四月一五日条。
- (47) 前掲 文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記一番」四月二日条。
- (48) 前掲 文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記一番」四月一五日条。
- (49) 前掲 文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記一番」四月一六日条。
- (50) 前掲 文久二年「湯船澤山本伐日記」四月の「餅取形之事」の項。
- (51) 前掲 文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記一番」四月一八日条。
- (52) 前掲 文久二年「伊勢御遷材御伐出之節日記一番」四月一八日条。